

日赤薬剤師会慶弔規定

(目的)

第 1 条 本規定は、日赤薬剤師会の正会員に係わる慶弔に関して定めるものとする。

(慶事)

- 第 2 条
1. 会員本人の結婚に際し、日赤薬剤師会会長名で祝電を贈る。
 2. 本条の運営は各ブロック理事が行う。
 3. 会員の結婚につき、各ブロック理事に連絡を行うものとする。
 4. 本条に係わる経費は、各ブロック会計より支出する。

(弔事)

- 第 3 条
1. 会員本人の死亡に際し、日赤薬剤師会会長名で弔慰金と弔電を贈る。
 2. 本条の運営は総務が行う。
 3. 会員の死亡につき、総務に連絡を行うものとする。
 4. 本条に係わる経費は、日赤薬剤師会会計より支出する。

(その他)

第 4 条 本規定に定められていない事項（表彰を受けた場合の慶事等）は、会長の判断に委ねる。

(変更)

第 5 条 本規定の変更は、理事会の承認をもって定める。

附 則

1. この規定は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。